

令和7年度

山梨市観光協会
総会資料

日時：令和7年 4月24日（木）

午後7時00分

場所：山梨市役所

西館501会議室

第1号議案

令和6年度 事業報告

月 日	内 容	場 所
4月～3月	談合坂パンフレット設置 パンフレット補充等 計6回	談合坂サービスエリア
4月19日	西沢溪谷清掃活動 実施	西沢溪谷
4月29日	西沢溪谷山開き・田部祭 開催	西沢溪谷
5月1日	山梨市観光協会理事会	山梨市役所
5月29日	山梨市観光協会総会	山梨市役所
7月22日	山梨市観光協会常任理事会	牧丘支所
7月27日	笛吹川県下納涼花火大会（協賛・協力）	笛吹川万力大橋下流
8月18日	笛吹川源流まつり 出店・協力	道の駅 みとみ
9月28日	ヴァンフォーレ甲府サンクスデー 出店	JITリサイクルスタジアム
9月22日	巨峰の丘マラソン大会(出店・協力)	笛川小学校
10月5日・6日	すみだまつり(出店・PR)	東京都墨田区
10月19日・20日	江東区民祭り(出店・PR)	東京都江東区
10月19日・20日	八王子街道市(出店・PR)	東京都八王子市
11月3日	京田辺市 市民まつり(出店・PR)	京都府
11月13日	山梨市観光協会常任理事会	山梨市役所
11月16日・17日	八王子いちょう祭り(出店・PR)	東京都八王子市
12月18日	山梨市観光協会常任理事会	山梨市:喜多八
1月1日	2025ハッピー初日の出	笛吹川フルーツ公園
2月13日	山梨市観光協会 研修会	静岡市:用宗地域他
2月22日	万葉の森で焚火とワインマルシェ 開催	万力公園
3月7日	山梨市観光協会常任理事会	山梨市役所

その他実行員会等出席

- 4月10日 万葉うたまつりとホテル観賞会実行委員会
- 4月24日 巨峰の丘マラソン大会実行委員会
- 5月30日 笛吹川源流まつり実行委員会

令和6年度 山梨市観光協会収支決算書(案)

単位: 円

収入の部

項	目	予算額	決算額	比較増減	備考
会費	会費	566,000	556,000	△ 10,000	観光協会会費
委託料	委託料	320,000	330,000	10,000	西沢溪谷駐車場等整備委託
補助金	補助金	3,128,000	3,106,709	△ 21,291	市補助金
事業費	負担金	180,000	112,000	△ 68,000	研修会参加会員負担金
雑収入	雑収入	300,000	303,951	3,951	総合パンフレット広告料 預金利子等
合計		4,494,000	4,408,660	△ 85,340	

支出の部

単位: 円

項	目	予算額	決算額	比較増減	備考
事務費		824,000	1,055,112	231,112	
	旅費	25,000	13,930	△ 11,070	パンフレット補充(談合坂)
	交際費	20,000	21,033	1,033	新年互例会参加費用等
	需用費	459,000	694,008	235,008	総合、各種パンフレット、消耗品
	役務費	30,000	24,800	△ 5,200	振込手数料
	使用料	260,000	293,241	33,241	HP保守管理料、WiFi使用料
	会議費	30,000	8,100	△ 21,900	会議時賄い
事業費		3,470,000	3,353,548	△ 116,452	
	宣伝広告費	200,000	209,000	9,000	新聞広告料等
	キャンペーン 及びイベント費	1,220,000	1,209,278	△ 10,722	【イベント開催費用 644,960円① 山開き・田部祭 (200,580円) 焚火とワインマルシェ (444,380円) 【観光キャンペーン費】 564,318円② いちようまつり、街道市(170,000円) 墨田まつり、(78,530円) 江東区民まつり(119,680円) 京田辺市民まつり他(196,108円) ①+②=1,209,278万円
	整備費	330,000	393,000	63,000	徳和溪谷内整備費等
	協賛金	500,000	500,000	0	花火大会協賛金
	賃借料	20,000	0	△ 20,000	
	負担金	500,000	474,750	△ 25,250	西沢溪谷遊歩道管理費、やまなしブランド土産品 協会費、ワインリゾート推進協議会負担金、葉の 花ロード負担金 等
	研修費	300,000	434,520	134,520	静岡県 研修
備品費	200,000	133,000	△ 67,000	バッテリー式スピーカー	
予備費	予備費	200,000	0	△ 200,000	
合計		4,494,000	4,408,660	△ 85,340	

収入額 4,408,660円 - 支出額 4,408,660円 = 差引額 0円

監査報告

令和6年度山梨市観光協会の決算について、帳簿及び証拠書類を監査したところ
適正に処理されていたことを認めます。

令和7年3月28日

監事

大野芳明

監事

神津 配

第2号議案

令和7年度 山梨市観光協会事業計画(案)

1基本方針

山梨市の多彩な観光資源を活かし、「おもてなし」の心で、多くの観光客が満足してもらえる観光地づくりを展開する。

2事業内容

(1)協会の組織強化について

- ① 会員への情報共有を積極的に行う。
- ② 協会員の情報発信の強化。(SNSの活用推進)
- ③ 観光PR(観光企画、旅行商品開発、商談、観光PR出展等)の活動を活性化する。
- ④ 組織体系について随時見直しを行う。

(2)観光宣伝、誘客事業

- ① 県内外の観光案内所及び企業や旅行会社等への観光パンフレットの設置や、各種イベントでの配布による観光宣伝を行う。
- ② 西沢渓谷をはじめとする、市内の自然を活用した観光商品のPRと観光商品の開発を積極的に行う。
- ③ 新聞、雑誌、テレビ等の無料宣伝を基本に、取材等に積極的に協力する。
- ④ 関東近県の観光イベント等へ積極的に参加し、特産品の販売と観光宣伝を行う。
- ⑤ 県・やまなし観光推進機構が実施する観光キャンペーン等に積極的に参加し、観光宣伝を行う。
- ⑥ 近隣の観光協会等と広域連携による観光宣伝等を行い、広域な誘客促進を図る。
- ⑦ やまなし観光推進機構、市並びに観光協会のHP、及びSNSへタイムリーな観光情報を提供する。
- ⑧ 峡東地域が認定された日本遺産「葡萄畑が織りなす風景」を活用し、サイクリング観光や既存観光資源の活用を進める。
- ⑨ ヴァンフォーレ甲府との連携事業を実施する。
- ⑩ 通年、観光客が本市に訪れる仕組みを構築する。(イベント実施、SNS活用)

(3) 観光施設の整備

市内観光施設、文化財、山岳等の観光地整備を行政と協力して行う。

(4) 催し物事業

市並びに観光協会で実施する事業について会員への周知徹底を図る。

県内有数の集客力を誇る笛吹川フルーツ公園と連携する

(5) 観光美化運動の促進

観光客が快く訪れていただくために、観光地の美化に努める。

(6) 研修事業の実施

協会員の見識を広げ組織力の向上を図るため、市内外の観光資源や法人化に向けた研修事業等を実施する。

※上記については、予定であり状況により変更となる場合がある。

令和7年度 事業計画(案)

月 日	内 容	場 所
4月～3月	談合坂パンフレット設置 パンフレット補充等 計6回	談合坂サービスエリア
4月	西沢渓谷清掃活動	西沢渓谷
4月16日	山梨市観光協会理事会	山梨市役所
4月24日	山梨市観光協会総会	山梨市役所
4月29日	西沢渓谷山開き・田部祭	西沢渓谷
6月	万葉うたまつり 出店	万力公園
7月	笛吹川納涼花火大会	笛吹川万力大橋下流
8月	笛吹川源流まつり	
10月	ヴァンフォーレ甲府サンクスデー 出店	JITリサイクルスタジアム
9月	巨峰の丘マラソン大会へ 出店	笛川小学校
10月	すみだまつり 出店	東京都墨田区
10月	江東区民祭り 出店	東京都江東区
10月	八王子街道市 出店	東京都八王子市
10月	えがおフェスタ(未定)	—
11月	京田辺市 市民まつり	京都府
11月	八王子いちょう祭り	東京都八王子市
1月1日	2026ハッピー初日の出	笛吹川フルーツ公園
2月	山梨市観光協会 研修会	—
2月	万葉の森で焚火とワインマルシェ	万力公園

令和7年度 山梨市観光協会収支予算（案）

収入の部

単位： 円

項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
会 費	会 費	575,000	566,000	9,000	会員175・団体5 計180会員
委託料	委託料	330,000	320,000	10,000	西沢渓谷歩道管理組合より
補助金	補助金	3,128,000	3,128,000	0	市補助金
事業費	負担金	160,000	180,000	△ 20,000	研修会参加会員負担金
雑収入	雑収入	301,000	300,000	1,000	総合パンフレット広告料 イベント売り上げ 預金利息等
合計		4,494,000	4,494,000	0	

支出の部

単位： 円

項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
事務費		954,000	824,000	130,000	
	旅 費	25,000	25,000	0	パンフレット補充（談合坂）
	交際費	20,000	20,000	0	協会員等葬祭費用として
	需用費	549,000	459,000	90,000	総合パンフレット印刷 消耗品
	役務費	30,000	30,000	0	郵送料・振込手数料
	使用料	300,000	260,000	40,000	HPレンタルサーバー、WiFi使用料
	会議費	30,000	30,000	0	
事業費		3,390,000	3,470,000	△ 80,000	
	宣伝広告費	200,000	200,000	0	新聞広告料等
	キャンペーン 及びイベント 費	1,220,000	1,220,000	0	①イベント開催費用：640,000円 山開き・田部祭（200,000円） 焚火とワインマルシェ（400,000円） ②観光キャンペーン費：580,000円 いちようまつり、街道市（170,000円） 墨田まつり、（70,000円） 江東区民まつり（120,000円） その他（220,000円） ①+②=1,220,000円
	整備費	300,000	330,000	△ 30,000	西沢渓谷等整備費等
	協賛金	500,000	500,000	0	花火大会
	賃借料	20,000	20,000	0	
	負担金	500,000	500,000	0	西沢渓谷遊歩道管理費 やまなしブランド土産品協会費 ワインリゾート推進協議会負担金 菜の花ロード負担金 等
	支部補助金	0	0	0	3支部・部会事業補助金
	研 修 費	350,000	300,000	50,000	
	備 品 費	150,000	200,000	△ 50,000	
予備費	予備費	150,000	200,000	△ 50,000	
合計		4,494,000	4,494,000	0	

山梨市観光協会出店助成金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、山梨市観光協会員の販路拡大と山梨市の観光・物産の振興を図ることを目的として、山梨県外で行われるイベント等に会員が出店する出店料等について、予算の範囲内で山梨市観光協会出店助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、山梨市観光協会（以下「協会」という。）の会員（以下「会員」という。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- （1）山梨市外で行われるイベント等（山梨市観光協会長（以下「会長」という。）が認めるものに限る。）に出店すること。
- （2）前号に規定するイベント等の会場で協会のPR（観光協会発行のパンフレット等の配置、看板等の設置をすることをいう。）をすること。
- （3）第1号に規定する出店は、自らが生産・加工する商品などの販売をするものであること。

（助成金の額）

第3条 山梨市観光協会出店助成金（以下「助成金」という。）の額は、次のとおりとする。ただし、他団体から助成金等を受ける場合は、助成金を交付しないものとする。

- （1）出店料：山梨市外で行われるイベントの出店料の2分の1の額。
- （2）交通費：県外で行われるイベントで山梨市から開催地までの往復に要する経費とし次のとおりとする。
 - ① 高速料金：2分の1の額
 - ② 燃料代：20円/km
 - ③ 公共交通費：2分の1の額、ただし1申請3人分までとする。
- （3）宿泊費：県外で行われるイベントで次のとおりとする。
 - ① 1人1泊につき宿泊費の2分の1又は7,000円のいずれか低い額。ただし1申請につき、1人1万5千円を上限とする。
 - ② 1申請3人まで。
- （4）その他：会長が助成をすべきと特に認めた場合。

（助成金の交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、観光協会出店助成金交付申請書（様式第1号）に必要な資料（イベントチラシ、出店要項等）を添付して、出店イベント等の7日前までに、会長に提出しなければならない。

(実績報告及び交付請求)

第5条 事業終了後、速やかに観光協会出店助成金（概算払い）請求書兼実績報告書（様式第2号）に必要な資料（領収書等写し、出店写真、イベントチラシ等）を添付して、会長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第6条 会長は、前項の規定による実績報告及び請求を受けたときは、助成金を交付するものとする。ただし、会長が助成事業の円滑な推進を図るうえで必要と認めるときは、第2条第1号に規定する出店をする前に助成金を概算払い請求することができるものとする。

2 概算払い請求をする場合は、観光協会出店助成金（概算払い）請求書兼実績報告書（様式第2号）に必要な資料（イベントチラシ、出店要項等）を添付して、会長に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める

附則 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

山梨市観光協会長 様

(申請者)

所在地	
団体名	
代表者名	

観光協会出店助成金交付申請書

イベント等出店事業を次のとおり実施しますので、助成金の交付を申請します。

イベント等 名称					
実施場所					
実施期間 (参加)	年 月 日 (年 月 日)	から	年 月 日 (年 月 日)		
実施概要					
販売品目					
従事人数					
申請額	項目	必要額	助成額	備考	
	(1)出店料			1/2	
	(2)	交通費			計
		①高速代			1/2
		②燃料代			20円/km× km
	③公共交通費			人分・1/2	
	(3)宿泊費			人分 1/2 or 7,000円	
合計					
連絡先	担当者名				
	住所				
	電話番号(携帯)				
	e-mail				

※必要な資料(ペントチラシ、出店要項等)

(様式第2号)

令和 年 月 日

山梨市観光協会 会長 様

(申請者)

所在地	
団体名	
代表者名	

観光協会出店助成金（概算払い）請求書兼実績報告書

次とおり、イベント等出店事業について（請求・報告）します。

イベント等 名称					
実施場所					
参加期間	年 月 日 から 年 月 日				
実施概要					
販売品目等					
従事人数					
請求額	項目	実績(見積)額	助成額	備考	
	(1) 出店料			1/2	
	(2) 交通費			計	
		①高速代			1/2
		②燃料代			20円/km × km
	③公共交通費			人分・1/2	
	(3) 宿泊費			人分 1/2 or 7,000円	
合計					
振込先	金融機関 _____ 支店 口座番号（普通・当座） _____ 口座番号 _____ フリガナ _____ 口座名義人 _____				
連絡先	担当者名				
	住所				
	電話番号（携帯）				
	e-mail				

※必要な資料（領収書「見積書」・イベントチラシ、出店要項・写真等）

パンフレット配布状況

①パンフレット種別集計

No.	パンフレット	送付先 設置箇所	合計 / 部数
1	総合	95	16,991
2	できること	50	7,711
3	西沢溪谷	29	4,430
4	その他	24	2,710
5	徳和溪谷	13	1,590
6	乾徳山	15	1,450
7	棚山 兜山	10	930
8	大弛峠	9	780
9	乙女高原	9	750
10	トレッキングマップ	6	520
11	小檜山	7	360
12	一の釜	2	300
13	万力公園	2	200
14	ハガキ	1	200
15	セラピー	2	130
16	自転車	1	100
17	ぶどう畑が織りなす(英語)	1	100
18	サイクリングマップ	1	100
19	湯三昧	1	20
	総計	278	39,372

②送付設置別集計

No.	送付先 設置箇所	合計 / 部数	種類
1	ららぽーと横浜	7550	31
2	談合坂SA	2930	8
3	八王子	2100	18
4	新静岡バスセンター	1800	12
5	牧丘支所	1470	22
6	道の駅みとみ	1450	11
7	東京都庁	1400	11
8	フルーツパーク富士屋ホ	1300	5
9	リニヤ見学センター	1150	5
10	vfkサンクスデー	900	3
11	県民文化ホール	850	10
12	ショッピングセンターきら	800	4
13	すみだまつり	800	4
14	石和温泉駅前観光案内所	800	4
15	綿半 万力店	800	4
16	モリパーク	750	7
17	大沢聡さんコンサート	750	5
18	丸の内トラストシティー	700	4
19	山梨県事業・大宮駅	700	4
20	地域資源開発課 山村さ	700	2
21	農林課	610	4
22	フルーツ公園(工房、案内	600	6
23	山口キャンペーン	600	6
24	みとみ笛吹の湯	550	7
25	クインビーズ	500	5
26	街道市	500	3
27	琴川ダム	500	6
28	江東区民	500	3
29	湯村ホテル	500	5
30	山梨市駅前観光案内所	400	4

No.	送付先 設置箇所	合計 / 部数	種類
31	京田辺	360	3
32	ほったらかし温泉	300	2
33	県観光資源課 小野様	250	1
34	高知県立文学館	250	5
35	ふるさと回帰フェア	200	2
36	甲府駅観光案内所	200	2
37	差出の磯大嶽山神社	200	2
38	山中湖村(観光施設)	200	1
39	大月駅	200	2
40	秩父市(道の駅)	200	1
41	福祉課	200	2
42	米国旅行博	200	1
43	ぐらいんや	150	2
44	総合政策課	122	3
45	商談会	120	4
46	はなかげの湯	100	1
47	ぷくぷく	100	1
48	フルーツセンター	100	1
49	ほったらかしキャンプ場	100	1
50	山梨県庁・防災センター	100	1
51	初花	100	1
52	川浦温泉 山県館	100	2
53	都庁全国PRコーナー	100	1
54	八王子うたごえの会(社)	100	2
55	八幡・古民家	100	2
56	こども子育て課	60	2
57	商工労政課	60	2
58	山梨県市町村職員研修所	50	1
59	防災センター	50	1
60	議会事務局	20	2
61	三富支所	20	1
	総計	39372	278

山梨市観光協会備品台帳（案）

☑	管理番号	品名	備品画像	サイズ	個数	場所
<input type="checkbox"/>	No. 1	発電機 DLG4000iSR		625×460×520 3500W	1	土地改（右）
<input type="checkbox"/>	No. 2	パイプ椅子（黒）		—	20	土地改（右奥）
<input type="checkbox"/>	No. 3	パイプ椅子（青）		—	20	土地改（右奥）
<input type="checkbox"/>	No. 4	ガス用焼鳥コンロ		600×150	5	土地改（土間）
<input type="checkbox"/>	No. 5	大鍋		直径80cm	5	土地改（土間）
<input type="checkbox"/>	No. 6	大鍋蓋		大鍋サイズ	2	土地改（土間）
<input type="checkbox"/>	No. 7	寸胴		直径42cm	2	土地改（土間）
<input type="checkbox"/>	No. 8	寸胴		直径45cm	1	土地改（土間）
<input type="checkbox"/>	No. 9	寸胴		直径45cm 浅め	1	土地改（土間）

□	No. 10	寸胴		直径39cm やや浅め	1	土地改（土間）
□	No. 11	寸胴蓋		直径42cm	1	土地改（土間）
□	No. 12	寸胴蓋		直径45cm	1	土地改（土間）
□	No. 13	両手段付き天ぷら鍋		直径24cm	1	土地改（土間）
□	No. 14	両手段付き天ぷら鍋		直径28cm	1	土地改（土間）
□	No. 15	両手段付き天ぷら鍋		直径24cm	1	土地改（土間）
□	No. 16	両手段付き天ぷら鍋		直径33cm	1	土地改（土間）
□	No. 17	ザル		直径63cm	1	土地改（土間）
□	No. 18	ザル		直径69cm	1	土地改（土間）

□	No. 19	テント		2間×3間	2	土地改（土間）
□	No. 20	ドラゴンバーナー		—	2	土地改（土間）
□	No. 21	ガス台		—	2	土地改（土間）
□	No. 22	調整器		—	2	土地改（土間）
□	No. 23	冷凍庫		540×625×838	1	観光課

山梨市観光協会 会則

(名称)

第1条 本会は、山梨市観光協会(以下「協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を山梨市役所観光課(山梨市小原西843番地)に置く。

(目的)

第3条 協会は、観光事業の振興発展と観光資源の開発に努め、新しい時代に対応できる魅力あるまちづくりを創造し、官民一体となって関連する諸事業の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1)観光資源の開発及び保護
- (2)観光に関する調査及び研究
- (3)観光行事の開催及び助成
- (4)観光情報の収集及び提供
- (5)観光宣伝及び紹介並びに観光客の誘致
- (6)その他協会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 協会の会員は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1)協会の目的に賛同して入会した個人
- (2)協会の目的に賛同して入会した法人その他の団体

(入会)

第6条 協会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(会費の納入)

第7条 会員は次に定める会費を納入しなければならない。

- (1)正会員 年間 3,000円
- (2)協力団体等 10,000円

2 既納の会費は、返還しないものとする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1)退会したとき
- (2)会員が死亡し又は、法人その他の団体が解散したとき

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会長が、これを除名することができる。

- (1)協会の名誉をき損し、又はその設立の目的に反する行為をしたとき。
- (2)2ヵ年分の会費の納入を怠ったとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(グループ)

第11条 事業種毎の連携を図り、協会事業の運営を推進するため、グループを設置することができる。

2 グループの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(エリア長)

第12条 旧山梨市地区・旧牧丘町地区・旧三富村地区の事業に係るアドバイザーとして、エリア長を置くことができる。

(エリア長の選任)

第13条 エリア長は理事が選任する。

(役員)

第14条 協会に次の役員を置く。

- (1)会長(代表理事) 1人
- (2)副会長 1人から3人程度
- (3)常任理事 10人程度
- (4)理事 30人程度
- (5)監事 3人以内

(役員を選任)

第15条 協会の役員は次に掲げる役員の区分に応じて当該各号に定める人員及び方法により選任する。

- (1)理事及び監事 会員のうち総会により選任する。
- (2)常任理事 理事のうち互選により選出する。
- (3)会長及び副会長 常任理事のうち互選により選出する。

2 理事及び監事は、兼ねることができない。

(役員職務)

第16条 会長(代表理事)は、会を代表し、その会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 常任理事(副会長を含む。)は、常任理事会を組織し、会務を審議する。

4 理事は、理事会を組織し、会務を審議する。

5 監事は、協会の会務及び会計を監査する。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任をさまたげない。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

第5章 会議

(会議の権能)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

- (1)会則の変更
- (2)事業計画及び予算の決定
- (3)事業報告及び決算の承認
- (4)その他協会の運営に関する事

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2)総会に付議すべき事項
- (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 常任理事会は、次の事項を議決する。

- (1)年度途中における新たな事業計画の決定並びにこれに伴う予算の決定及び執行に関する事項
- (2)理事会に付議すべき事項
- (3)その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第19条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認めたとき。
- (2)総会員の5分の1以上から、又は、監事から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)会長が必要と認めるとき。
- (2)理事の現在数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により請求があったとき。

4 常任理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)会長が必要と認めるとき。
- (2)常任理事の現在数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により請求があったとき。

(会議の招集)

第20条 協会の会議は、会長が招集する。

(会議の議長)

第21条 協会の会議の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の議決)

第22条 協会の会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第23条 協会の事務を処理するため事務局を置く。

(事務局職員)

第24条 事務局に次の職員を置く。

- (1)事務局長
- (2)事務員

2 前項の職員のほか、事務局に必要な職員を置くことができる。

3 事務局長は、会長の命を受けて総会及び理事会の議決事項の執行、庶務を総括する。

4 事務員は、事務局長の指揮を受けて庶務を処理する。

5 職員は、会長が任命する。

(経費)

第25条 協会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。
(会計年度)

第26条 協会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この会則は平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この会則は平成21年 5月29日から施行する。

附 則

この会則は平成23年 5月12日から施行する。

附 則

この会則は平成27年 6月 3日から施行する。

附則

この会則は平成28年 6月 1日から施行する。

附則

この会則は令和2年3月31日から施行する。

附則

この会則は令和4年 5月30日から施行する。

附則

この会則は令和6年 5月29日から施行する。

山梨市観光協会部会設置要綱

(趣旨)

第1条 県内外におけるイベント等への出展、また、市内観光資源の商品開発等を積極的に行い、山梨市の観光振興を図る。

(組織)

第2条 山梨市観光協会内に、部会を設置する。

- 2 部会の統括に部長を置く。
- 3 部長の任命は部会内の互選とし、再選を妨げない。
- 4 部長の補佐に副部長を若干名置くことが出来る。
- 5 監事を置くことが出来る。
- 6 部長、副部長及び監事は部会内の互選とし、再選を妨げない。

(入会)

第3条 部会への参加は、山梨市観光協会員でなければならない。

- 2 部会への参加は、山梨市観光協会内事務局に参加申込書を提出し、部長の許可を得ることとする。(別添様式)

(会費・活動費)

第4条 本会からの活動補助金、及び、部会参加者の部費とする。

- 2 部会費は、観光協会費とは別に部会に納めることとし、年度当初の部会でその額を決定する。
- 3 会計報告は、毎年度末の部会において本会長に報告する。

(事務)

第5条 部会事務局は、観光課において主管する。

(会議等)

第6条 部会は、次の各号に掲げる会議等を行う。

- (1) 出展検討会議
- (2) 出展者調整会議
- (3) 観光商品開発会議
- (4) その他部長が必要とする事項に関する会議

(その他)

第7条 ここに記載のない個別案件等は、全て部長に一任する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

申請日：令和 年 月 日

山梨市観光協会 電子メール届

申請者	
住所	
支部名	
メールアドレス	

※この書面に記載される個人情報等の利用に関しては、山梨市観光課、及び、山梨市観光協会からの情報伝達の目的以外への利用を禁止します。

※提出方法

山梨市役所 観光課宛

FAX : 0553-23-2800

Mail : kanko@city.yamanashi.lg.jp

連絡先

山梨市小原西843番地

TEL : 0553-22-1111 観光課